# 職場での労使間のトラブルでお困りの労働者、事業者の皆様へ

鹿児島個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 参加機関からのご案内

- ●このパンフレットは、解雇・退職勧奨・パワハラ・セクハラ・労働条件の 引下げ・雇い止め・配置転換・懲戒処分・賠償など職場内での労使間のトラ ブルについて、労働相談の窓口や各機関が行っているサービス・制度の概要 をご案内するものです。
- ●各サービス・制度の詳しい内容については、各機関にお尋ねください。

## 【ご注意ください】

- ●このパンフレットには、それぞれの手続きの全ての特徴が記載されている ものではありません。
- ●トラブルの内容によっては、希望する手続きを利用できなかったり、他の 相談窓口をご案内する場合があります。

相談したい方

- ●鹿児島労働局 雇用環境・均等室(1~2ページ)
- ●鹿児島地方法務局(3ページ)
- ●鹿児島県 商工労働水産部 雇用労政課(3ページ)
- ●生活・就労支援センターかごしま(4ページ) ※ 鹿児島市民の方に限ります。
- ●鹿児島県弁護士会(5ページ)
- ●法テラス鹿児島(6ページ)
- ●鹿児島県社会保険労務士会(7ページ)

解決のためのサービス・制度を利用したりい方

- ●鹿児島労働局 雇用環境・均等室(1~2ページ)
- ●鹿児島県弁護士会(5ページ)
- ●社労士会労働紛争解決センター鹿児島(アページ)
- ●鹿児島県労働委員会(8ページ)

裁判や労働審 判等について 尋ねたい方

- ●鹿児島地方裁判所(9ページ)
- ●鹿児島県内の簡易裁判所(16か所)(9~10ページ)

### 鹿児島個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会

国、県、民間の11関係機関等によって構成され、個別労働紛争の解決の促進を図るため連携を図っています。事務局は、鹿児島労働局雇用環境・均等室です。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
鹿児島労働局 雇用環境•	下記部署内の 総合労働相談コーナー  ●雇用環境・均等室 (住所) 鹿児島合同庁舎2階 (電話) 099-223-8239  ●鹿児島署 (住所) 鹿児島署 (住所) 鹿児島署 (住所) の99-214-9175 (音声案内2番)  ●川内所 薩摩川内市若葉町4-24 (電話) 0996-22-3225  ●鹿屋所) 鹿屋所) の996-22-3225	総合労働相談コート 情報提供・相談コート 情報を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係している。 は、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こので	【制度概要】 解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関する幅広い分野についての相談を受け付けております。 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に関する情報提供も行っています。 【手数料】 無料。 【相談万法】電話又は面談。予約不要。 【相談日時】 月曜〜金曜日8:30〜17:15(祝祭日、12月29日〜1月3日を除く) 【制度概要】 民事上のトラブルについて、鹿児島労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点や解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。 【手数料】
均等室	●加治木署 (住所) 始良市加治木町新富町 98-6 (電話) 0995-63-2035 ●名瀬署 (住所) 奄美市名瀬長浜町 1-1 (電話) 0997-52-0574 【特長】 簡易・迅速・無料・秘密 厳守の解決援助サービス!	鹿児島紛争調整 委員会による あっせん	【制度概要】 民事上のトラブルについて、鹿児島労働局長から委任を受けた鹿児島紛争調整員会(弁護士等の委員で構成)のあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。 時間や費用等の面において裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。 紛争当事者間で合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、あっせんを申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。  【手数料】 無料。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
鹿児島労働局 雇用環境・均等室	●雇用環境・均等室 (住所) 雇用環境・均等室 (住所) 市合同に完ま の99-223-8239 ※雇用の分る障配対び高により ※雇用の分るとはいかでは、一のののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	相談	【制度概要】 職場における性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業、パートタイム労働者の均等・均衡待遇等男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に関するご相談を受け付けております。 【費用】 無料。 【相談方法】 電話又は面談。予約不要。 【相談日時】 月曜〜金曜日 8:30〜17:15 (祝祭日、12月29日〜1月3日を除く)
		鹿児島労働局長 による紛争解決の 援助	【制度概要】 職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上のトラブルについて、鹿児島労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示(助言・指導・勧告)することにより、解決を図る制度です。なお、解決の見込み等が図られない場合、同手続きは打ち切り終了となります。
		調停	【制度概要】  職場における性別による差別的取扱いなど男  女雇用機会均等法、育児・介護体業法、パート タイム労働法に関わる民事上のトラブルに関し て、鹿児島労働局長から委任を受けた鹿児島紛 争調整委員会(弁護士、大学教授、社会保険労 務士等の委員で構成)から選任された調停委員 が、紛争解決に向けて調停を実施します。なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意等が図られない場合、同手続 きは、打ち切り終了となります。 紛争当事者間で調停案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力を もちます。 非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。  【費用】 無料。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
鹿児島地方法務局	鹿児島地方法務局 (住所) 鹿児島市鴨池新町 1-2 (電話) 099-259-0684	人権相談	【制度概要】 パワハラ、セクハラなど様々な人権問題に関する相談に応じて、助言や関係機関の紹介など適切な措置を講じ、問題解決を図ります。 【費用】 無料。 【相談方法】 面談又は電話。 予約不要。 【相談日時】 月曜〜金曜日 8:30〜17:15 (祝祭日、12月29日〜1月3日を除く)

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
鹿児島県商工	鹿児島県商工労働水産部雇用労政課  (住所) 鹿児島市鴨池新町10-1 (電話) 099-286-3188	相談	【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、 パワハラ等、労働に関する様々な問題について 随時相談を受け付けています。
上労働			無料。
水産部			【相談方法】 面談、電話、メール(「鹿児島県 労働相談」 で検索)。
雇用労政課			【相談日時】 月曜〜金曜日 9:00〜12:00、13:00〜17:00 (祝祭日、12月29日〜1月3日を除く)

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
生活・就労支援センターかごしま	生活・就労支援センター かごしま (住所) 鹿児島市山下町 11-1 鹿児島市役所 東別館1階 (電話) 099-803-9521	相談	【制度概要】 鹿児島市民の方に限ります。 生活相談において、賃金や解雇、パワハラなど労働に関する様々な相談に応じるとともに、相談内容によっては、より専門的な相談先の案内などを行っています。  【費用】 無料。  【相談方法】 面談又は電話。  【相談日時】 月曜〜金曜日 8:30〜17:15 (祝祭日、12月29日〜1月3日を除く)

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
鹿児島県弁護士会	鹿児島県弁護士会 (住所) 鹿児島市易居町2番3号 (電話) 099-226-3765	常設有料法律相談	【制度概要】 相談内容に制限のない法律問題全般についての有料相談。弁護士が様々なトラブルに対してのアドバイスを致します。 【費用】 30分:5,400円 1時間:10,800円相談途中での時間延長不可。(あらかじめ相談時間を決めていただきます。) 【相談方法】 鹿児島県弁護士会館にて面談相談。要予約。 【相談日時】 火・水・木・金曜日 9:30~11:30 月・火・水・金曜日 13:00~16:00 相談の予約は先着順になります。
		労働者のための無料法律相談	【制度概要】     弁護士による労働者の解雇、雇止め、残業代請求、パワハラ等についての法律相談。 【費用】     初回 1 時間無料。(その後の相談については担当弁護士に要確認) 【相談方法】     担当弁護士事務所での面接相談。 【相談日時】     弁護士会にて受付後、担当弁護士より折り返し電話連絡。電話連絡から3日以内の平日に相談実施。(日時の詳細は電話にて調整) 【備考】     労働者のみご利用いただけます。(事業者はご利用いただけません)
		ADR (紛争解決センター)	【制度概要】 弁護士が、公平・中立な立場で、申立人と相手方の双方の言い分をよく聞いたうえで、話し合いによるトラブル解決のあっせんをします。原則として2~3回の期日、3ヶ月以内の早期解決を目指します。 【費用】 法律相談料:30分 5,000円 申立手数料:20,000円(定額) 成立手数料:解決額による。(成立手数料は、原則として当事者間で折半) ※費用はいずれも税別 【ご利用方法】 ADR による解決に適しているかどうかについて判断するために常設有料法律相談を受けていただく必要があります。 【注意点】 強制力があるものではなく、任意の制度となります。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
日本司法支援センター 鹿	法テラス鹿児島 (住所) 鹿児島市金生町 4-10 アーバンスクエア鹿児島 ビル 6 階 (電話) 0503383-5525	情報提供	【サービス内容】 利用者からの問い合わせ内容に応じて、一般的な法制度や相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法的トラブルにあい、どこの
児島地方事務所(法テラス鹿児島)	<ul> <li>※法テラス・サポート ダイヤル(コールセンター)</li> <li>(電話) 0570-078374 I P電話からは 03-6745-5600</li> <li>・平日 9:00~21:00 ・理曜 9:00~17:00</li> <li>・通話料 固定電話であれば、全国一律3分8.5円(税別) ルでは、様々なケースを想したがよけたオペレースをがお問い合わせに対あます。</li> </ul>	民事法律扶助	【サービス内容】 経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、民事法律扶助により、無料で法律相談を行い、必要な場合には弁護士・司法書士の費用の立替えを行います。 【費用】 法律相談は無料。 【利用方法】 ●事前の予約要(平日朝 9 時から電話予約開始) ●法テラス鹿児島における相談日毎週火・金曜日* 13:00~16:00*お急ぎの方は、契約弁護士等の事務所相談のご案内もしております。 【注意点】 収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。要件確認の結果、該当しなかった場合は、他の機関を紹介することがあります。 弁護士費用等の立替えについては、上記の要件を満たした上で、勝訴の見込みがないとはいえないこと、民事法律扶助の趣旨に適することといった条件を満たす必要があります。 行政のあっせんで不調に終わった方で、弁護士等を活用して裁判や労働審判等の司法手続を行われる場合、利用できる可能性があります。詳しくは、法テラス鹿児島までお問い合わせください。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
			【サービス内容】 賃金の不払い、パワハラ、退職勧奨など労働 問題全般に関する疑問に社会保険労務士がお 答えします。
	鹿児島県社会保険労務士会 (住所) 鹿児島市下荒田3丁目 44-18のせビル2階 (電話) 099-257-4823	総合労働相談	【費用】 無料。
鹿児島県社会保険労	099 231 4623	3	【利用方法・相談時間】 ●電話相談 ●面談相談(要電話予約) 月〜金曜日 9:00〜17:00 ただし、火・木曜日は 19:00 まで 第3 土曜日 13:00〜17:00
除労務士会	社労士会労働紛争解決 センター鹿児島 (電話) 099-257-4823 【特長】 労働関係諸法令の専門家と	労働紛争解決 センターによる あっせん	【制度概要】 主に、労働関係諸法令の専門家である特定社会保険労務士(あっせん員)が、職場のトラブル(解雇、賃金問題等)の当事者(労働者・経営者)双方の言い分を交互に聴きながら、話し合いによって、簡易、迅速、安価に円満解決を図ります。 気軽に利用でき、迅速に解決でき、円満に解決でき、低廉に解決できる制度です。
	の強みを発揮!		【費用】 有料。申立手数料 3,000 円(税別)

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
鹿児島県労働委員会	鹿児島県労働委員会事務局総務課(住所)鹿児島市鴨池新町10-1(県庁行政庁舎15階)の99-286-3943 【特長益の99-286-3943 【特に会員のでは、受けるでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	個別労働関係紛争あっせん	【制度概要】 労働委員会では、個々の労働者と事業主との間に労働を関するトラブルが発生し、その解決のお手に関することが困難な場合、その解決のお手にいをする「あっせん」は、公益委員(弁護士・大学教授等のお手にいる。) 労働者委員(労働組合者として、制度ではないのです。) 公会が特者の問きいるとのです。 公会のが特者の制度でありによるあり、公正かりによるあり、公正かりによるが特者の制度であり、当りをいるのです。 公会のが特者の制度であり、当りをも対してはない。 労働組合との第一のではないのものがあり、当時のの対したが、対しては、第一のではないのものが、対しては、第一のではないのものが、対しては、第一のではないのではない。 は、第一のではないのではないのではないのではないのではないのではない。 は、第一のではないのでは、第一のではないのでは、第一のではないが、第一のではないが、第一のではないが、第一のではないが、第一のではないが、第一のではないが、第一のではないが、第一のではないが、第一のではないが、第一のでは、第

	問い合わせ先	利用できる制度
裁判所	問い合わせ先  【本 庁】 ●鹿児島地方裁判所 (住所)鹿児島市山下町 13-47 (電話) (代) 099-222-7121 【支 部】 ●鹿児島地方裁判所名瀬支部 (名瀬簡易裁判所を含む) (住所)奄美市名瀬矢之脇町 1-1 (電話) 0997-52-5141 ●鹿児島地方裁判所加治木支部 (加治木簡易裁判所を含む) (住所)始良市加治木町仮屋町 95 (電話) 0995-62-2666 ●鹿児島地方裁判所知覧支部	利用できる制度  【各手続の概要】  ● 民事調停手続(簡易裁判所) 調停主任(裁判官又は調停官)と一般国民から選ばれた調停委員2名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話合いによる解決を図る手続です。 双方が話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張書面や証拠は必要とされませんので、自分1人でも手続を行うことができます。  ● 少額訴訟手続(簡易裁判所) 原則として1回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、60万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用することができます。 比較的単純な事案の解決に有用な手続であり、証拠等の事前の準備が必要となりますが、自分1人でも手続を行うことができます。 ・ 労働審判手続(地方裁判所(支部ではできません。))労働審判手続(地方裁判所(支部ではできません。))労働審判目(裁判官)と労働関係の専門家である労働審判員2名が労働審判委員会を構成し、原則として3回以内の期日で、話合いによる解決を試みながら、最終的に審判を行う手続です。 なお、審判に対する異議申立てがあった場合は訴訟手続に移行します。 事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため利用に当たっては、法律の専門家である弁護士に依頼することが望ましいでしょう。
	(知覧簡易裁判所を含む) (住所)南九州市知覧町郡 6196-1 (電話) 0993-83-2229 ●鹿児島地方裁判所川内支部 (川内簡易裁判所を含む) (住所)薩摩川内市花木町 2-20 (電話) 0996-22-2154 ●鹿児島地方裁判所鹿屋支部	● 民事訴訟手続(簡易裁判所・地方裁判所(本庁・支部)) 裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、 最終的に判決によって解決を図る手続です。請求する金額が、140万円以下の場合は簡易裁判所、140万円を 超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。 厳格な手続きの下、主張と証拠に基づいて権利関係を 明らかにしていく手続であるため、当事者は証拠の提出 と主張を的確に行う必要があります。利用にあたっては、 法律の専門家である弁護士等に依頼することが望ましい でしょう。
	<ul> <li>(鹿屋簡易裁判所を含む)</li> <li>(住所) 鹿屋市打馬 1-2-14</li> <li>(電話) 0994-43-2330</li> <li>【簡易裁判所】</li> <li>●鹿児島簡易裁判所</li> <li>(住所) 鹿児島市山下町 13-47</li> <li>(電話) (代) 099-222-7121</li> </ul>	【費用】 上記手続のいずれについても申立手数料等が必要です。手数料の金額は、手続の種別や請求金額によって異なります。  【ご注意】  ■ 裁判所では、上記手続に関する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡しできます。  極相談、法律相談及び弁護士の紹介は行っておりません。  ■ 上記手続以外にも、仮処分(地位確認、賃金仮払い

等)の手続や督促手続等があります。

### ●伊集院簡易裁判所

(住所) 日置市伊集院町下谷口 1543 (電話) (代) 099-272-2538

### ●種子島簡易裁判所

(住所) 西之表市西之表 16275-12 (電話) 0997-22-0159

### ●屋久島簡易裁判所

# 裁

(住所) 熊毛郡屋久島町宮之浦 2445-18 (電話) 0997-42-0014

●徳之島簡易裁判所

# 判

(住所) 大島郡徳之島町亀津 554-2 (電話) 0997-83-0019

### ●大□簡易裁判所

所

(住所) 伊佐市大口里 2235 (電話) 0995-22-0247

### ●大隅簡易裁判所

(住所) 曽於市大隅町岩川 6659-9 (電話) 099-482-0006

### ●加世田簡易裁判所

(住所) 南さつま市加世田地頭所町 1-3 (電話) 0993-52-2347

### ●指宿簡易裁判所

(住所) 指宿市十町 244 (電話) 0993-22-2902

### ●出水簡易裁判所

(住所) 出水市緑町 25-6 (電話) 0996-62-0178

#### ●甑島簡易裁判所

(住所) 薩摩川内市上甑町中甑 480-1

(電話) 09969-2-0054